

美しい自然と活気のある村

希望ある未来のための

いくさか『村づくり』計画

18年度～22年度

東筑摩郡生坂村

目 次

1	計画策定にあたり	1
2	「当面の間自立」の計画とは	2
3	村づくり研究会の組織	3
4	人口及び高齢化率の状況と将来推計	4
5	協働による村づくりの推進	4～5
	（1）過疎地域の集落再編成の検討	
	（2）情報提供の推進	
	（3）住民参加方法の拡大	
	（4）コミュニティーの基盤づくり	
6	各部会別将来計画	6～26
	◆総務部会◆	6～12
	（1）議会運営	
	（2）常勤特別職の配置・給与	
	（3）役場の組織・人事・給与	
	◆住民部会◆	12～18
	（1）村の収入・財源確保	
	（2）使用料・利用料の見直し	
	（3）施策の基本姿勢と具体的内容	
	◆振興部会◆	18～22
	（1）土木関係	
	（2）林務関係	
	（3）下水道事業	
	（4）簡易水道事業	
	（5）商工振興	
	（6）観光事業	
	（7）農業振興	

◆教育部会◆	22～26
(1) 学校教育事業		
(2) 社会教育事業		
(3) 公民館事業		
(4) 文化財保護事業		
(5) 保健体育事業		
(6) 各施設運営事業		
7 村の財政状況	27～32
(1) 16年度普通会計決算の状況		
(2) 財政のシミュレーション		
(3) 公債費の状況		
8 主な施策の内容	33～44
◆総務部会◆		
◆住民部会◆		
◆振興部会◆		
◆教育部会◆		

1 計画策定にあたり

生坂村は、「歴史とロマンに満ちた村づくり」を基本に、『心ふれあう豊かな住みよい村づくり』のために、道路・橋梁・下水道や住宅の整備、中学校新築、児童館建設などのハード事業をはじめ、小中学校と連携のとれた生涯学習社会の推進、公民館活動や文化財の保護、イベントの開催、またデイサービスをはじめとする福祉事業などのソフト事業にも取り組んできました。

いま、国では市町村合併のさらなる推進を掲げ、合併新法を施行しました。

また、三位一体の改革につづき、歳出歳入一体改革により今まで以上の削減を検討しています。このような状況下で、地方自治体を取り巻く状況は一段と厳しさを増しています。

生坂村は、諸般の事情から当面の間自立していくことを選択しました。

「美しい自然と活気のある村、希望ある未来のために」をスローガンに、村民一人ひとりの顔が見え、温かさを感じる村づくりを推進するため、少ない財源を有効に活用し、『いくさか』にしかない伝統、文化の保存、福祉の村づくりのための方策を各関係機関で研究、検討を進め、村民の皆さんと一緒にこの難局を乗り越えて行きたいと思えます。

合併、自立、どちらにしても、現在の事だけでなく、何年か先の未来の人達のために議論し、将来に明るい希望や夢が広がる「個性溢れる村づくり」のためにこの計画書を策定します。

生坂村長 寺 島 宗 正

2 「当面の間自立」の計画とは

長野県の市町村合併の状況は、平成 18 年 3 月 31 日に、伊那市・高遠町・長谷村の合併により、平成 15 年 8 月に 120 あった市町村が 81 となり、平成の大合併の第一ラウンドの幕が引かれました。

また、全国においても平成 11 年 3 月 31 日に 3,232 あった市町村が 18 年 3 月 31 日時点で 1,821 市町村となりましたが、いまだ人口 1 万人未満の町村が 504 町村あり、その町村の合併を推進すべく、合併新法が施行されました。

この施行により平成の大合併の第 2 ラウンドが始まっています。

生坂村では、14 年 10 月に合併に関するアンケート調査を行ない、「合併したほうが良い」42%、「現状のままが良い」36%、「わからない」18%、「無回答」4%と、賛成が反対を上回る結果となり、それを受けて 15 年の 3 月議会一般質問で、村長は「安曇野地域へ合併の方向で検討を進める」と方向を示しました。しかしながら、その時点で安曇野地域の合併協議会では、まず構成町村の枠組を強化することを重要視しており、他の町村の加入申し込みを歓迎しない状況であり、生坂村は「当面の間は自立していく」という選択をしました。

今後村の進むべき道を定めるにあたり、国の施策を無視して行くわけにはいきません。昨年の 4 月、国が市町村合併の更なる推進を掲げた合併新法には、『総務大臣の定める基本指針に基づき、都道府県知事が、市町村の合併の推進に関する構想を策定する』と定められています。また、現在国では『歳出・歳入一体改革』を検討しています。この改革により 19 年度以降の村の財源の大半を占める交付税の交付額が決まってきます。

そこで『村づくり計画』は、生坂村第 4 次総合計画（後期 5 ヶ年計画）に基づいて交付税交付額が減っても、当面の間自立していくため、今後この計画を基に各地区で行政懇談会を行う中で、村民の意見を聞きながら毎年度見直しをかけて、向こう 5 ヶ年の計画を更新していきます。

3 村づくりのための基本構想

I 夢のある未来のために

- (1) いきいきとした生涯学習社会を形成します
- (2) 個性的で夢のある産業を育成します
- (3) 安心・安全な明日を築きます
- (4) 平等な地域社会を確立します

II 元気のある暮らしのために

- (1) 優しさのあふれる福祉文化を育みます
- (2) 一人ひとりの健康を増進します
- (3) 快適で質の高い暮らしを創出します

III 誇りある郷土のために

- (1) 彩りのある地域文化を醸成します
- (2) 自然、景観と調和した郷土を形成します
- (3) 美しく潤いのある暮らしを維持します
- (4) 協働による村づくりを推進します

12年度に策定した生坂村第4次総合計画で示された基本構想は、12年度から16年度までの前期5年計画が終了し、17年度から21年度までの後期5年計画にも継承されています。

今回の「村づくり計画」についてもこの基本構想に基づき、その計画と整合し推進していくもので、将来に向けた村づくりの基本理念と目指すべき将来像をここに明確にし、その実現するための施策の大綱を定めていきます。

4 人口及び高齢化率の状況と将来推計

生坂村第4次総合計画（前期）では、12年の人口を2,355人と推計していましたが、実際には2,416人と推計を上回る値となり、村の若者定住促進住宅の建設をはじめとした抑制効果があったものと思われます。

しかしながら、10年間で13.6%という人口減少はこれからも続くと予測されますが、反面、高齢化率は横ばいで推移することになる見込みです。

このような推移の中で村の活力を維持していくためには、定住人口を確保する施策をはじめ、様々な村づくり施策を複合して展開していく必要があります。

下記の表は、17年の国勢調査人口を基に、18年度から22年度までの人口を推計したものです。

区分	実績値			推計値				
	国勢調査（実績）			18年	19年	20年	21年	22年
	7年	12年	17年					
男	1,265	1,197	1,066	1,057	1,048	1,040	1,031	1,023
女	1,294	1,219	1,096	1,088	1,079	1,070	1,061	1,052
総人口	2,559	2,416	2,162	2,145	2,127	2,110	2,092	2,075
65才以上	777	834	※ 813	808	794	782	768	736
構成比(%)	30.4	34.5	※ 36.8	36.1	36.0	36.0	35.9	35.5

※ 18年4月1日現在の住民基本台帳人口

5 協働による村づくりの推進

村づくりの中でもっとも重要な事は、協働による村づくりです。

『協働』という言葉は最近良く使われますが、時代をさかのぼること約30年、この時代は、各地区に青年団・婦人会・お祭り若連等の団体があり、一つの目標に向かい活発に活動していた時代です。現在に比べると生活水準は低くても、1日1日が楽しくゆとりを持ち生活でき、各グループそれぞれ

の活動内容及び目的は異なっていましたが、それぞれの活動により村全体が活力でみなぎっていました。この時代に自然と行なっていた事が『協働』そのものではないでしょうか。

時代が流れるにつれ、道路・農地・上下水道等が整備され、生活水準は向上しましたが、人口が流失し高齢化が進み、30年前の活力が失われてきました。しかし、一部の地域では、有志が集い目標に向かい活発に活動しているグループもあります。今後このようなグループを増やし各地区がそれぞれ特色ある活動ができるよう、各地区の行政懇談会を重ねる中で、村民にとってどのような『協働』が必要なのか模索しその結果により実施していきます。

(1) 過疎地域の集落再編成の検討

各集落の歴史や文化などを尊重し、各地区の人口推移などの現状を踏まえ、地区住民と話し合いを進めて構成を見直し、過疎化が進んだ集落の再編整備について総合的に検討を進めます。

(2) 情報提供の推進

広報「いくさか」や村のホームページ、また、19年度からはCATVを利用し自主文字放送により、村の情報をできるだけ早く村民の皆さんに提供するシステムを整備し、信頼され、透明性の高い行政運営の確立に努めます。

(3) 住民参加方法の拡大

村行政の各分野における住民参加の拡大方法を検討し、実践することにより各コストの低減を目指します。

身近な道路整備などを住民自らが行う「おてんま」も、地域の特性に見合った方法で行えるようシステムづくりを進めます。

(4) コミュニティーの基盤づくり

住民のコミュニティー活動の場となる村の施設や福祉施設などの公共施設のあり方を検討し、その運営をはじめ維持管理に住民の皆さんが参画するなど、効果的な活用を進めます。

6 各部会別将来計画

◆ 総務部会 ◆

(1) 議会運営

ア 議会議員の定数

議会議員の定数は、16年12月定例議会で議員提案され、17年5月改選時から12人から10人に減員されました。人口規模からみても、更に減員をするべきとの声もありますが、これについては、議会内に検討会等を設置し、また次の事項についても併せて、調査、研究、検討を行い、その結果を住民に公表していきます。

- ・ 議員定数、報酬の検討
- ・ 議員の質と能力の向上対策
- ・ 夜間議会の開催、その他活性化対策
- ・ 説明責任の方法

イ 議会の議員の報酬

報酬については、14年度は2%、15年度は5%、16年度は7%、17年度は同じく特例で8%と年々減額しています。

18年度は10%の減額をし、議長261,000円、副議長196,000円、委員長178,000円、議員176,000円になりました。今後は、条例の本則を変えることも検討していく必要があります。

(2) 常勤特別職の配置・給与

常勤の特別職の給与は、14年度から表1のように10%～20%減額しています。16年度に機構改革を行い、収入役を置かず、その職を助役が兼掌するため、常勤の特別職は、村長、助役、教育長の3名となりました。

今後については、条例の本則を変えることも検討していく必要があります。

表 1

(単位：％・千円)

職名	条例	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
	金額	減率	金額	減率	金額	減率	金額	減率	金額	減率	金額
村長	775	10	698	10	698	13	675	18	636	20	620
助役	641	8	590	8	590	8	556	14	552	16	539
収入役	604	5	574	6	568						
教育長	543	3	527	5	516	7	505	10	489	11	484

(3) 役場の組織・人事・給与

役場の職員数については、11年度53人いた職員が、17年度には43人と10人が減員されており、これ以上の減員は、住民福祉及び住民サービスが低下する恐れがありますので、当面現状の定員を維持し、厳しい財政状況ではありますが職員の年齢構成のバランスをとるため、新規職員の採用も検討します。

また、16年度より行政と区の連携強化のために、区担当職員を置いて対応しておりますが、さらに強化して区長との連携を密にしていきたいと思います。

18年度設置した村づくり推進室により、効率の良い事務執行が行えるよう、行政事務について総合的に企画・調整等を行い、住民サービスの向上に努めます。

ア 職員の給与見直し

組織の見直しとともに、職員の給与について見直し、スリム化を図ります。また、人事院勧告により、次のように18年度から給与制度を改正しました。

- ・ 俸給表を8級制から6級制に改正し、事実上大幅な減額となりました。
- ・ 昇給も人事評価制度を導入し、職員の意識改革を図るとともに、人材育成を図ります。
- ・ 職員の昇給停止年齢は、55才以上昇給停止となっていましたが、今回の改正では、55歳以上昇給抑制ということになりました。しかし、改正前の状況と比較し、現在の職員は、事実上47才以上で昇給しない結果となります。

イ 村づくり推進室の設置

村づくり推進室を設置し、村づくり計画を村民総参加の計画に近づけるため、1人でも多くの住民から村づくりについての意見を出して頂く方法を確立し、その計画を基に企画調整を行い実施していきます。

また、生坂村集中改革プランを作成し、更なる行政改革を推進します。

ウ 公益法人への職員派遣

14年度より、役場職員の新規採用を控えているため、職員も年々減少しているなかで、現在4名の職員を公益法人に派遣しています。

今後は、公益法人自体で職員を採用することを基本に、村の職員の派遣は極力控えていきます。

エ 非常勤特別職の報酬

区長をはじめ非常勤特別職の報酬は、16年度に減額を行っていますが、更に減額の方角で見直しをかけていきます。

オ 各種委員会、審議会等の組織整理

村の事業推進及び施設運営は、各種の委員会、審議会で議論され推進されてきましたが、人口の減少、高齢化の進行に伴い、同類の委員会等は統合、廃止、また、委員数についても減員しスリム化したなかで検討、審議するというように18年度当初に検討を始め、早めに組織の整理をしていきます。

カ 地域組織の再編成

・区及び部落の現状

行政補助機関として10区、63部落（現在は61部落）が設置されていますが、人口の減少から、「毎年何らかの役員をやらなければならない、分館対抗の競技には出場できない、高齢化で『おてんま』などができない」など、区及び部落の機能として均衡がとれなくなっています。

区の状況としては、戸数でみると上生坂の201戸に対し、半数の100戸に満たない区が8区、また、約20戸という区が2地区あり、部落では、20戸以上の部落が12で、10戸以下の部落は21あります。

・区及び部落の編成替え

前段の現状から、市町村合併を「する、しない」に係わらず、区及び部落の再編成をしなければ地域として生き残ることが困難になります。

地区組織を強化し、行政のできること、地区住民のできることを明確にし、組織の強化を図らなければなりません。

しかしながら、各区の財産、地域関係の関わりから十分な話し合いと研究が必要であり、地域の意志を尊重しながら進めていきます。

キ 行政改革の更なる推進

13年より行政改革を行ない、人件費については収入役をおかず、常勤の特別職を1名減とし、職員の定員については10名の純減、また非常勤の特別職についても報酬の見直しを行いました。これにより7千4百万円の減額することができました。物件費についても、消耗品・食糧費の削減により1千3百60万円の削減を行っています。

今後も、各費目の発注体系の検討及び職員の節約意識の高揚等を図るとともに、行政改革に関する集中改革プランを作成し、更なる改革を断行します。

ク 広報いくさかの発行

16年度より広報の発行は総務課で行っています。(以前は教育委員会で発行)村づくり研究会で検討し、17年度より隔月で年6回の発行とし、発行しない月についてはお知らせのみの発行とし、村職員の手づくりで作成します。

隔月発行としたため、村民への情報提供不足が懸念されますので、19年度から供用開始となる「CATVの文字放送」、また、ホームページの内容を早期に更新するなど、村民の皆さんに多くの情報を公開していきます。

ケ 村営バス運行事業

16年度より、村のバス運行を民間に委託しました。

【村営バス、福祉バス、保育園バス、スクールバス】

委託先 → 大新東株式会社松本営業所

福祉バスは無料から1乗車百円に有料化し、周回バスとして村営バス特別会計の中で事業を行っています。

村営バスについては、17年度より信州新町との相互乗り入れを廃止し、古坂からJR明科駅前までの運行を行っています。

また、土曜日については、乗車率の低いものを間引きして運行することとしてダイヤ改正を行ない経費の節減を図ってきました。

18年度から県の「廃止路線代替バス運行補助金」は廃止となることから、村営バスの運営方法について、18年度早期に村民アンケートを実施し意見を聞きながら、次の事項等についても検討を進めてバス運行の方式を根本から見直していきます

- ・周回バスのデマンド化
- ・バスの小型化、共同化
- ・NPO法人の参画
- ・NPO法人による集合タクシー

コ 消防団の組織

15年度の組織改革で第3分団と第4分団を統合して、4分団を3分団にまた、団員数も180名から155名と25名の減員をしました。

変更前	変更後
第1分団： 小立野部 下生野部 日岐部	第1分団： 小立野部 下生野部 日岐部
第2分団： 上生坂部 草尾部	第2分団： 上生坂部 草尾部
第3分団： 下生坂部 大日向部 昭津部	第3分団： 下生坂部 大日向部 昭津部
第4分団： 宇留賀部 古坂部	宇留賀部 古坂部

・消防団の再編成

団員適齢者が年々減少し、155人の定数を満たすことも困難になり、今後は、本部の体制強化（役場職員の団員化）、分団の組織改革で団員を減員し、スリム化して活動できるよう再編成します。

また、消防協力員に女性の希望者も採用できるよう検討していきます。

組 織	15年度改正後	今後は
本 部	団長1名・副団長2名・本部長1名 本部班長2名・ラッパ長1名・本部 員3名 計10名	団長1名・副団長1名・本部長1名 本部班長1名・ラッパ長1名・本部 員15名 計20名
第1分団	分団長1名・副分団長1名・部長3 名・班長12名・団員38名 計55名	分団長1名・部長3名・班長6名 団員23名 計33名
第2分団	分団長1名・副分団長1名・部長2 名・班長9名・団員28名 計41名	分団長1名・部長2名・班長4名 団員15名 計22名
第3分団	分団長1名・副分団長1名・部長3 名・班長14名・団員30名 計49名	分団長1名・部長3名・班長6名 団員15名 計25名
計	155名	100名

サ 交通安全・防犯体制の確立

南安曇交通安全協会生坂支部や交通安全指導員、また、警察署の協力を得て、保育園、小・中学校の交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚、知識の普及に努めるとともに、交通危険箇所の点検、交通安全施設の計画的整備に努めていきます。

また、児童・生徒に対する凶悪犯罪防止のための子ども安全の家の増加と高齢者、特に一人暮らし老人の犯罪防止に関係機関や各種の団体と連携を図りながら住民の生命、財産を守るため、地域ぐるみで防犯体制の確立に努め、複雑化する犯罪の未然防止に努めていきます。防犯灯設置には、17年度以降も引続き1基につき2万円を補助していく方針ですが、電気料については、基本的にその地域の負担とします。

シ 選挙

・投票区の区域の設定

人口の減少に伴い、選挙人名簿登録者数は2千人を割り込み、各投票区における有権者数の格差が徐々に拡大する傾向にあります。選挙を行なうについて、各投票所ごとに管理者・立会人・選挙事務従事者等の報酬及び事務経費が必要となります。投票率の向上や投票の利便性は最も重要なことですが、選挙制度の改正で期日前投票や郵便投票など、有権者が投票しやすい環境が整備されました。このため、行政の効率化や経費削減の趣旨から、区の再編成と併せ投票区を現在の5から3程度に減らしていく検討を行います。

◆住民部会◆

(1) 村の収入・財源確保

ア 村 税

(ア) 状況

・個人村民税

17年度課税額 44,769千円 ⇒ 18年度 48,422千円

税制改正により20年度まで若干増加または横ばい見込だが、以降は減少。

・法人村民税

16年申告額 7,375千円 ⇒ 17年度 5,987千円

他町村では下げ止まり傾向にあるが、生坂村は法人数及び税割共に減少。

・固定資産税

16年度課税額 88,395千円 ⇒ 17年度 95,448千円

17年度は償却資産が増加。家屋は評価替えの3年毎に減額となる。

・軽自動車税

16年度課税額 5,057千円 ⇒ 17年 5,176千円

所有台数は横ばい状態となっている。

・村たばこ税

16年度申告額 5,342千円 ⇒ 17年度 4,569千円

18年に引上げ予定だが売上本数が伸びる見込はない。

・国民健康保険税

16年度課税額 53,805千円 ⇒ 17年度 58,978千円

17年度に税率を引上げたが、医療費が大幅に増加したので、1～2年後に再度見直しが必要と思われます。

(イ) 収納

16年度村税収納率 現年 98.6%滞納分 20.1%、同国保税現年 95.8%滞納分 38.7%主要な自主財源の村税は、負担の公平性を重視し、賦課したものを確実に収入にしていけることが求められますので、村税・国民健康保険税共に97%を目標として、17年度から12月と5月を強調月間として職員が全員で徴収に当たっています。

また、滞納者については他の料金徴収と協力して村全体の滞納額の減少に努めます。

(2) 使用料・利用料の見直し

受益者負担の原則を基に、サービスの性質により分類し、負担割合を定め適正な使用料・手数料・利用料の見直しを行います。

ア 使用料・利用料の見直し

(ア) 保育料

16年度収入 9,591千円 ⇒ 17年度 14,282千円

17年度には平均13%引き上げましたが、広域保育(2名)もあり大幅に収入増となりました。しかし、他市町村との比較ではまだ低い水準にあります。

(イ) 衛生手数料

16年度に見直しをしましたが、健診費用の50%を上限に検討します。ただし、老人保健法及び介護保険制度改正により65歳以上の対象者の基本的な部分は無料となりますが、一部は自己負担となります。

15年度 1,118千円 ⇒ 16年度 1,312千円

(ウ) 生活援助使用料

高齢者生活福祉センターの入居負担金及び生き生きサロンの負担金は、18年度に改正し、配食サービスについては、18年度実費負担として委託先での収入として運営します。今後も介護保険制度との整合により、引き続き利用者負担を検討します。

- ・ 高齢者生活福祉センター 収入額 1,200 千円以上を 800 千円以上に
- ・ 配食サービス 300 円を 500 円に
- ・ 元気塾 800 円に、それぞれ変更しました。

(3) 施策の基本姿勢と具体的内容

ア 福祉・医療給付

(ア) 高齢者福祉

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、通院等の足の確保や偏った食事にならないように、ボランティアによる配食サービスを行い生活の安定を図るとともに、介護制度の充実を推進します。また、社会福祉協議会との連携により次のような介護予防サービスの提供を検討し実施します。

- ・ 配食サービス事業の実施
- ・ いきいきサロン事業の実施(元気塾)
- ・ 福祉有償運送事業の実施(外出支援)
- ・ 軽度生活援助事業の実施
- ・ 養護老人ホーム運営事業

(イ) 介護保険

介護保険事業により、在宅及び施設サービスの供給を確保し、高齢者の希望するサービスの向上を図っていきます。

1号保険料についても、現在の基準額を維持することで、負担を少なくすることに努力します。

- ・ 1号保険者の収入額(18年度当初) 30,184 千円

(ウ) 地域包括支援センター

介護保険法の改正に伴い、介護度が上がらないよう次の予防事業を行い、在宅での生活がいつまでも続けられるよう、地域包括支援センターを設置し支援します。

- ・ 介護予防事業(特定高齢者・一般高齢者)
- ・ 包括的支援事業
- ・ 任意事業(家族介護支援等)
- ・ 地域密着型事業(認知症対応型通所事業等)

(エ) 障害者福祉

障害者が、住みなれた地域で自らの意思で暮らすことができるよう、障害者自立支援法に基づきそれぞれの状況に適した次のサービスを提供し、就労や生活の支援、障害者の社会参加をできる限り継続していきます。

- ・ 在宅自立支援事業
- ・ 施設支援事業
- ・ 日常生活用具及び更正医療の給付事業
- ・ 社会就労センターへの通所事業

(オ) 保育施策

多様化する保育ニーズへの適格な対応と次世代を担う子どもを、安心して育てられる環境の提供に努めます。また、17年度に実施した保育士の人事交流を推進します。

(カ) 児童福祉

15年には「次世代育成支援対策法」が制定され、村でも児童福祉や少子化対策・母子保健に関する行動計画を策定し、17年度より実施しています。これに基づき、出産から育児の支援体制を充実させ各種母子保健事業ならびに育児支援事業を推進します。

(キ) 児童手当制度

17年度国県負担金収入 7,322 千円 ⇒ 18年度予算 7,073 千円

17年度手当支給額 8,585 千円 ⇒ 18年度予算 10,260 千円

手当支給年齢が、小学校3年終了から小学校卒業までに引き上げられた。

しかし、国の負担割合が少なくなったため、支出の増加分は県と村の一般財源の負担となります。

(ク) 福祉医療給付

子どもを育てる環境づくりと高齢者及び障害者のための施策として、県単福祉医療制度との整合をとり、必要と考えられる制度を村単で維持します。給付額は高齢障害者の増加により増額となっています。

・ 県単福祉医療給付事業

17年度県補助金収入 4,592千円 ⇒ 18年度予算 5,814千円

17年度医療給付額 9,184千円 ⇒ 18年度予算 11,628千円

18年度から小学校就学前児童が村単から県単に移行し次の給付額となりました。

・ 村単福祉医療給付事業

17年度医療給付額 2,800千円 ⇒ 18年度予算 1,680千円

(ケ) 就労センター

低所得者・高齢者・障害者が生きがいを感じながら生活できるよう、就労の場の確保を行い交流の機会や生活の安定に努めています。また、民間企業の協力により、工賃収入も順調に増加しています。

16年度工賃収入 10,194千円 ⇒ 17年度 11,052千円 (103/105が工賃)

さらに、県の事務費交付金により、センターの人件費等は若干の一般財源により賄えています。

16年度県事務費収入 22,046千円 ⇒ 17年度 23,574千円

(コ) シルバーセンター

18年度より村単独で運営している生坂シルバーセンターの運営に協力し、元気な高齢者が社会参加及び生きがいの充実を図り、高齢化が進んでも各自の能力を生かし、活力ある地域社会づくりに努めます。

イ 保健医療

(ア) 健康づくり

母子保健の充実と健康教室等の開催により健康づくり意識の高揚を

図り、次の各種健診と健康相談による病気の早期発見や生活習慣病の予防に努めます。

- ・ 乳幼児健診及び教室と各種予防接種
- ・ 母と子の教室
- ・ 幼児眼科検診
- ・ 出産祝い金事業（誕生時 2 万円、小・中入学時各 1 万円）
- ・ 基本検診及び各種がん検診
- ・ ヘルススクリーニング
- ・ 健康教室及び個別健康教室
- ・ 健康推進員会及び食生活改善推進協議会の運営
- ・ 各種伝染病予防接種

（イ）医療環境の整備

広域的に医療機関との連携を強化しながら、身近な医療から高度医療、在宅医療まで安心して医療サービスが受けられる次の事業により医療体制づくりに努めます。

- ・ 休日当番医（塩筑医師会）
- ・ 救急医療（総合病院）
- ・ 隣接市町村医師会によるインフルエンザ予防接種
- ・ 隣接市町村の総合病院改修費用負担

（ウ）国民健康保険

16 年度保険給付費支出額 143 百万円 ⇒ 17 年度 180 百万円

上記の支出額増の主な要因として、亡くなった方が、16 年度 25 名から 17 年度 31 名に、また高額の手術が増加したためと思われる。18 年度からレセプト点検と連携した訪問指導により多受診（ドクター・ショッピング）の防止等で医療費の抑制に努めます。

（エ）老人保健医療

16 年度特別会計支出額 334,595 千円 ⇒ 17 年度 362,660 千円

対象者数が 30 人ほど減少しているにもかかわらず、上記のように支出額の増額は大幅に医療費が増加したためで、要因は国保と同様と思われる

るので、訪問指導を強化していきます。

(オ) 歯科診療所

指定管理者制度を導入したが、利用者の減少が続いています。対策として18年度から小中学校並びに保育所嘱託医に委嘱したため、子どもの口腔衛生意識の向上等による、予防医療で利用者の増加を図ります。

ウ 環境保全

住民と行政とが協力して地域環境の美化、良好な景観形成に取り組み、安全かつ快適な生活の障害となる環境悪化要因の発生を未然に抑えます。

また、18年度はガラス類の収集回数を減らすなど、13種類のリサイクルの徹底により、ゴミの減量化の住民意識高揚を図り、より効率的処理方法を追求します。

17年度廃棄物資源物収集委託料 10,176千円 ⇒ 18年度 9,719千円

エ やまなみ荘

景気の回復は見られるものの、リピーターの高齢化により利用者が年々減少しています。人件費等の縮減は限界に来ているので、3台のマイクロバスの内1台を廃車するなど経費の無駄を徹底的に省き、支出を縮小します。

また、全ての来荘者へのアンケート用紙配布等でサービス向上に努めます。

16年度収入不足額 9,600千円 ⇒ 17年度 10,000千円

◆ 振興部会 ◆

(1) 土木関係

ア 道路維持

各地区の要望箇所の現状を把握し、危険性・緊急性・必要性を考慮しながら実施します。

『おてんま』は一定のルールや要綱を制定し、草刈りや簡単な道路整備など地域で出来ることは原材料支給方式で実施します

道路改良については国県の補助金等伴わないものについては当分の間実施しない方針です。

イ 村道除雪

現在の除雪路線や除雪基準は当分の間、現行どおりとします。

地区に貸し出している小型除雪機の地区との情報交換をし、効率的・有効的な活用が図れるように努めます。

ウ 村営住宅建設

19年度には現在進めている日岐宮の上団地の全棟を建設、老朽化した下生坂住宅の建て替えの検討を行い早期に実施し、若者の定住促進を図ります。また、現在空室となっている住宅には入居募集をし、空室の無いように努めます。

エ 治水・砂防

災害を未然に防止するため危険箇所の把握や情報収集に努めます。また、CATV整備事業で整備した光伝送路を利用し、早期に災害箇所が発見できるよう新しい情報システムの導入を検討します。

(2) 林務関係

ア 松くい虫防除事業

現在進めている空中散布事業は現状のまま継続しながら被害地域指定の地区を広げ、国庫補助による枯損木の伐倒駆除事業を進めます。

イ 森林整備

「絆の森整備事業」を18年度から5ヵ年計画で進め、集落周辺の民有林整備を行い、森林の地域社会における役割の重要性を住民に周知啓発します。

また、森林資源を活用した小中学校の林業体験事業や都市住民との交流を図ります。

ウ 竹林整備

竹林は集落の景観や環境面から「絆の森整備事業」を導入します。整備講習会やタケノコ、竹炭などを生産販売するなど、整備と並行してその活用を図ります。

エ 林道整備

維持管理を中心にシルバーセンターを活用し実施します。

オ 高津屋森林公園

高津屋森林公園の運営は、毎週末に小イベント（サタデーイベント）を企画し、四季折々の森林資源を活用したイベントや、企業研修の誘致により、施設利用の促進を図ります。なお 18 年度にコモンズ支援金事業により山菜園の整備を行い、より良い環境づくりを目指します。

それに併せ、インターネットを活用した情報の提供により施設の利用増を図るとともに、地元管理組合には、間伐や森林保育事業などの仕事を斡旋し、間伐材を利用した収入増を図り、組合員の活気と経営向上を目指します。

(3) 下水道事業

健全な事業経営・維持管理業務を主軸に、下水管へのつなぎ込みや浄化槽設置の啓発と普及向上に努めます。

(4) 簡易水道事業

ア 生坂村簡易水道

老朽化した施設改修の計画的な実施、漏水調査の定期化、さらなる有収率の向上に努力することで健全な運営を図ります。

また、有収水量を上げることにより 18 年度に水道料金を値下げすることができ、旧八坂南部簡易水道地域との料金額格差の是正を図ります。

(5) 商工振興

中小企業支援策として引き続き融資制度は進めていきます。

商工会設置補助については、池田町との連携実施による事務事業、事務局体制等を商工会と協議して補助金のあり方を検討します。

地域資源を活用した地場製品の開発支援を行い、雇用機会の創出により若者の定住を図ります。

(6) 観光事業

ア 公園の維持管理

公園に愛着を持ち、地域住民が維持管理を行っている施設については引き続き協力いただくとともに、地域住民と村、シルバーセンターとも連携しより経費の削減を図ります。大城・京ヶ倉登山道は活用方法・維持管理等住民と確認しながら経済効果につながるよう進めていきます。また、公園施設の設置目的等も検討し、指定管理者制度による管理を実施していきます。

村内各種施設や集客効果のある事業と連携し、有効的な活用を目指します。

イ 赤とんぼフェスティバル

住民の要望を把握し、実施時期、規模、内容等を検討しながら村民が楽しめるイベントとして実施していきます。

ウ 都市との交流事業

観光資源の乏しい当村では、今後農業と農村風景を観光資源として、経済効果の見込まれる都市との交流事業により農業体験ツアーを実施し、農業を通じた参加者と住民との交流や、自然とのふれあいを村の魅力づくりにつなげて村の活性化を図り、農家民宿の実施に向けた基盤づくりを行います。

エ 都市住民の定住

空き家調査の結果から、村外向けに遊休農地をセットとした空き家情報を発信する体制を検討します。

オ 負担金の削減

効果が少ないと思われる観光協議会は脱会の方向で検討し、負担金の削減を図ります。

(7) 農業振興

ア 担い手の育成

現行の水田農業に係る補助事業を見直し、19年度から導入される品目横断的経営安定対策に即した集落営農組織などの担い手の育成を図るため、集落を活発化させる活動を支援していきます。

イ 新規就農研修事業

農業公社で行われている新規就農研修事業は、農地を遊休化させないために必要な事業であることから引き続き行っていきます。係る経費については国や県の補助事業を積極的に導入し、村負担額の軽減に努めます。

また、帰農者やUターン就農者への基本技術の習得支援を行います。

ウ 地産地消

地産地消とともに高齢者の生きがい創出面からも、年間を通した野菜の栽培を推進し、米も含め保育園や小中学校への給食利用、移動販売、直売施設への出荷等総合的な供給システム作りを行います。また、減農薬、有機栽培の技術指導も併せて実施し、安心・安全な農作物の生産のための支援を進め、そうした生坂産農産物や農産加工品等の情報発信及び新規販売ルートの確立及び販路を拓げるため18年度にコモンズ支援金により移動販売車を購入し活動します。

遊休農地解消に向け作物の作付けを奨励、高齢者の労力軽減を図るため、大豆やそばの収穫作業を目的に18年度にコモンズ支援金によりコンバインを導入し高齢農家の支援も合わせて行います。

エ 受益者負担

基盤整備事業や施設整備事業を実施する際には、受益者に十分説明し適正な負担金を徴収します。

オ 補助基準の策定

村単補助事業等では要綱等を作成し、行政が負担すべき内容が明確になるように補助基準等を定め住民（農家）に周知します。

◆ 教育部会 ◆

(1) 学校教育事業

ア 子どもの安全確保

全国各地で子供たちが被害者となる凶悪な事件が相次ぎ、村では関係機関との連携を図るための会議の開催、青色回転灯装着車等を利用し、子ども

もを守る安心の家の確認、防犯用具の購入等の他、何よりも心強い村民によるボランティアでのパトロールが行われています。

こうした取り組みは継続することが大切であり、関係機関との連携を保つため定期的に会議を開催し情報交換や点検を行うと共に、地域全体で地域の子どもを守るため、村民へも協力をいただけるよう、安全のための啓発活動を実施していきます。

イ 学校給食施設の建設と運営

「学校給食施設検討委員会」の検討を踏まえ、18年度に施設の建設を行います。本施設は、村内産農産物の活用（地産地消）を図り、子供たちが食の大切さを学び身につけるための「食育」も行えるようにするため、「学校給食運営委員会」（仮称）の設置や関係条例等の整備を行い、また19年4月より業務を開始します。

（2）社会教育事業

社会教育委員会、生涯学習推進委員会の各委員会の委員数については、その設置目的等を考慮し検討を行います。

（3）公民館事業

ア 報酬・報償費

正副公民館長の報酬を16年度から減額し、副館長については、17年度より1名に減員しています。

イ 各種教室の実施

事業の計画・実施にあたっては、公民館長、分館長、主事等関係者が毎年の反省を踏まえ計画を立て実施しており、今後も引き続き意見を聞きながら、専門的ものから一般的な内容まで、より多くの村民が参加できる事業の推進を図っていきます。

各種教室の講師については、村内関係者（小中学校の先生を含め）に依頼をしてくれており、平成18年度の教室の15教室中、10教室が村内関係者の講師となっています。村内にも様々な技術や知識を有し、講師と

なられる方がいると思われまますので、そうした方の発掘を行い登用を図ります。

ウ 成人式

成人式対象者が多く村内にいた頃には自分たちの手で企画等をし、次の年の該当者達がお手伝いをする、という参加型で実施していました。アンケートも実施しましたが全体の人数、村内在住者の減少などにより、現在では参加型で実施することがなかなか困難となっているのが実情です。しかし、成人を迎える多くの方に参加してもらうよう計画し、成人者との関わりの深い方、村関係者大勢で祝う事のできる式としていきます。

エ 村民運動会

平成 18 年度の反省を基に、各地区で検討していただいた結果をふまえ、競技内容、運営方法等見直しを行いながら、村民の親睦の場として継続していきます。

オ 分館補助金

分館活動の衰退化にならないよう、各分館で点検・見直しを行い、区の補助金と合わせ検討し有効活用に努めます。

(4) 文化財保護事業

生坂村固有の風土や歴史を保存し地域をより理解し先人の文化を学び、住民の共有の財産とすることは非常に重要なことです。村では数多くの有形文化財、無形文化財、天然記念物など指定文化財として、文化財保護委員により毎年村内一斉パトロールを実施し、現況を調査するとともに看板の設置を行うなど保護と保存活動に努めています。

今後は更に歴史や文化を継承する意識を醸成し、村民と協働による文化財の修理、保全管理が必要であるとともに、歴史的人物、文化財等の資料の収集や整備も必要です。

また、文化財めぐりや歴史探訪など教室の参加者が毎年多く、歴史や文化に対する関心の高さを知ることができます。これからも更に文化意識の高揚を推

進していきます。

(5) 保健体育事業

ア 体育協会委託料及び補助金

競技種目の変化、競技年齢層等の変化により一部の競技では競技人口が減少し、一方では新たな種目が増え、村外の大会に参加するなど活発な活動が行われているものもあります。大会主管料及び補助金については、村民の体育の向上に寄与されるよう体育協会と十分協議し見直しを行います。

イ 青少年のスポーツ振興

野球、サッカーをやりたい子どもはいるものの、村内でチームを作れる状況になく近隣の市町村のチームと合同で練習を積み大会に参加しています。現在の環境や条件の下では、本人はもちろん家族、指導者の負担は非常に大きいため、内容を精査し補助金の見直しを行います。

ウ スポーツ系教室の実施

住民の希望する内容を取り入れ、教室の達成度をみながらクラブ化も進め、継続的なスポーツ振興を図っていきます。

(6) 各施設運営事業

ア 児童館・生涯学習施設

児童館・生涯学習施設（たんぼぼ）は、開館以来多岐にわたるボランティアの皆さんに支えられ運営がされてきています。社会福祉協議会にもボランティアの方が大勢活動をされ、行政運営の中でもボランティアの力が大きな役割を果たしてきており、ボランティア組織の一本化も検討課題となっていますが、本施設運営にあたっては、現在の活動状況等からみても施設に合致した活動をしていただいていると同時に、そうした活動は、子育て支援にも結びついているため、当面は現状を維持していきます。

開館時間については、施設管理は当然ですが、子どもが利用する施設であるので事故には十分配慮しなければならず、ボランティアのみという体制にする訳にはいきません。したがって、延長保育の希望、生涯学習施設の開館

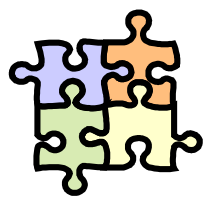
時間の要望等を的確に把握した上で判断し、それに見合った職員配置（時差出勤を含め）を行います。

イ 施設を利用した事業の実施

児童館・生涯学習施設では、多くの事業や遊びを実施し、休日を利用して村内外へ出かけての体験事業も行っています。事業については、毎月村内にチラシを配布し、また、遊びを教えたりお手伝いをしたり一緒に子供たちとふれあっていただける方の募集をし、いろいろな体験ができるよう計画しています。

村民に関心を持っていただき、子供たちがたくさん経験が出来るよう努めます。

また、スポーツパーク施設の利用については、やまなみ荘との連携を図り利用者の確保に努めます。



18年6月作成
生坂村